

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3254号)

令和7年9月4日

横 情 審 答 申 第 3254 号
令 和 7 年 9 月 4 日

横浜市代表監査委員

酒 井 良 清 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年2月6日監監第760号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、
市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について（令和4年度監監
第804号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市代表監査委員が、「(1) 住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について（令和4年度監監第804号）」を一部開示とした決定のうち、弁護士登録番号の部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が令和5年10月17日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件審査請求文書のうち、個人の氏名、生年、国籍、家庭状況、写真上の個人の顔、学校名、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期、弁護士登録年月、弁護士登録番号、社会的活動に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(2) 審理員業務を行う会計年度任用職員の氏は、横浜市ウェブサイトで公開している審理員名簿に記載されている当該個人が職員として使用している氏と異なる氏であり、公にされていない。他の日付、登録番号及び社会的活動に関する情報についても、官報に掲載されたそれぞれの情報が当該個人と同一人物の情報であるとは限定できないと判断した。

写真上の個人の顔は、個人の顔写真であり、公の情報であるとはいえないと判断した。

司法修習期については、慣行として公にされている情報であるとはいえないと判断した。

(3) 本件審査請求文書のうち、業務メールアドレスについては、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第5号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 個人の氏名については、横浜市のウェブサイトで弁護士であること、特定呼称名（通称名）が公開されている。審査請求人が情報開示請求により入手した住民票他には、戸籍上の特定氏名が記載されている。
- (3) 写真上の個人の顔については、特定対象者が講師として担当する科目が放映されており、国民誰しもが知り得る公開情報である。
- (4) 司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、弁護士登録年月、弁護士登録番号及び社会的活動については、官報で公告されている。
- (5) 司法修習期については、昭和22年から慣行となっているものであり、修習終了後の法律事務所等での入所募集も修習期を呼称して一般化している。
- (6) 日本弁護士連合会では、弁護士名簿登録者について、インターネットで公開されており、特定弁護士は唯一の1名である。

5 審査会の判断

(1) 住民監査請求に係る事務について

監査事務局監査管理課では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求に関する監査の事務を所管している。

住民監査請求とは、市民が、市長・市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害

を補填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

住民監査請求があったときは、監査委員が議長及び市長へ、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、請求の要旨を通知している。また、請求人には請求書を受け付けた旨を通知し、当該住民監査請求の監査の対象となる可能性のある部署には請求があった旨及び請求の内容について通知している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、「住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について」（令和4年度監監第804号）の起案文書である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示部分のうち、個人の氏名、生年、国籍、家庭状況、写真上の個人の顔、学校名及び社会的活動に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 不開示部分のうち、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期及び弁護士登録年月は、審査請求書の各添付書類及び審査請求人に開示された対象行政文書等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

そして、これらの情報が、官報で一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけであり、以後も反復継続して公告されているわけではない。

したがって、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期及び弁護士登録年月は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえず、本号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 不開示部分のうち、弁護士登録番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、職務上使用する弁護士名で日本弁護士連合会のウェブサイト上の弁護士検索において検索すると、検索結果ページに弁護士登録番号の記載がある。

日本弁護士連合会のウェブサイト上の弁護士検索結果ページに弁護士登録番号の記載があることからすれば、弁護士登録番号は一般に公表されて知り得る情報であり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」と認められ、本号ただし書アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、業務メールアドレスについて不開示としており、この点について実施機関に確認したところ、業務メールアドレスは、住民監査請求に係る関係者等との連絡に使用しており、一般に公表されていないとのことであった。

そのため、開示することにより、目的外の予期しないメールへの対応に時間を割かれる等により、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、弁護士登録番号の部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 2 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 3 月 4 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 7 月 10 日 (第44回第四部会)	・審議
令 和 7 年 8 月 7 日 (第45回第四部会)	・審議